平成２９年（フ）第３８９号
新潟市西区大野町3086番地４
債務者　髙橋　雅武
1　決定年月日時　平成29年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３９０号
新潟市東区桃山町２丁目174番地　市営住宅Ｊ棟304
債務者　坪谷　朋美
1　決定年月日時　平成29年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３９１号
新潟市西区松美台８番49号８
債務者　山崎　圭介
1　決定年月日時　平成29年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４２０号
新潟市中央区上所１丁目12番Ｂ―823号
債務者　田宮亜弥子
1　決定年月日時　平成29年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２８３号
山梨県甲府市国母２丁目３番12号　コーポラス24　201号室、前住所山梨県中央市東花輪789番地１　コーポ田富104
債務者　上田　裕吾
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１８５号
長野県上水内郡小川村大字高府9660番地１
西平団地404号
債務者　西村　佳子（旧姓塚本）
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１９２号
長野市川中島町今井原８番地１　市営住宅４棟1101号
債務者　鶴田　育男（旧姓宮澤）
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第８６号
長野県上田市常磐城３丁目３番46号
債務者　竹内　岳志
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第２０３号
長野県松本市波田375番地１
債務者　小山　翔子（旧姓水島）
1　決定年月日時　平成29年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第２０４号
長野県安曇野市穂高北穂高2155番地３　県営青木花見団地　Ｅ104
債務者　橋本　　智
1　決定年月日時　平成29年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第６４号
長野県上伊那郡箕輪町大字中曽根393番地７
債務者　酒瀬川セルジオマサヒロこと　ＳＡＫＡＳＳＥＧＡＷＡ　ＳＥＲＧＩＯ　ＭＡＳＡＨＩＲＯ
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２９年（フ）第１６７号
岐阜市岩田坂１丁目10番８―２号　（岩田坂団地　56号）
債務者　上松　宏一
1　決定年月日時　平成29年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１６８号
岐阜市岩田坂１丁目10番８―２号　（岩田坂団地　56号）
債務者　上松　早苗
1　決定年月日時　平成29年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第３４１号
岐阜県各務原市鵜沼川崎町３丁目111番地３（ＰＯＰＳ　301）
債務者　佐藤　真澄
1　決定年月日時　平成29年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第２２１号
静岡県富士市大淵6520番地の６
債務者　杉本眞智子
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第４７２号
兵庫県高砂市阿弥陀町阿弥陀1189番地の14
債務者　成山組こと成山孝重こと　成　　孝重
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部